## 教育上必要な機械器具、標本及び模型 [指導要領5(5)]

## 機械器真

<b>6</b>	数量:
解剖学教育用機材 生理学教育用実験機材 運動学教育用筋力測定機械 整形外科学教育用撮影機材 平行棒 階段昇降機 スプリント製作用機材 図学・製図学教育用機材 パーソナルコンピューター リハビリテーション工学教育用電機工作機材 帯鋸盤 プラスチックカッター ハンドドリル カービングマシン	数量式式式式11式式1式11111数一一一人 でででででででででででででででででででででででででででででででででで
ボール盤 ベルトサンダー グラムサンダー ジグスクリン デー で	10人人 10人 10
アライメント治具 万力 一般工具 筋電義手用筋電位測定機器 運動解析装置 義手及び各部品 装具及び各部品 装具及び各部品 車椅子(手押し型、普通型、バギー型、スポーツ型、リクライニング型など) 電動車椅子 座位保持装置 整形靴各種(短靴、チャッカ靴、長靴など) 松葉杖(木製、アルミ製など) 歩行補助杖(丁字杖、4点支持、ロフストランド杖など) 歩行器	1 人各一 各各各種 一種種種 で

<sup>(</sup>注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分を揃え、これを学級間で共用する ことができる。

## 標本及び模型

G	7	8	*	数 .	<b>2</b>
組織標本 人体解剖模型 人体骨格模型 関節種類模型 筋模型 血管系模型 電髄横断模型 末梢神経系模型					